平成27. 5.12 制定改正 平成27.9.8 平成30.4.1

(設置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院フットケアセンター(以下「センター」という)を置く。

(目的)

第2条 センターは、足病変に対する専門的かつ包括的な加療を推進し、患者の予後の改善を目指すことを目的とする。

(業 務)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に揚げる業務を行う。
  - (1) 足病変に対する加療及び包括的リハビリテーションに関すること。
  - (2) センターにおける関係各診療科等との連絡調整に関すること。
  - (3) 地域医療機関との医療連携に関すること。
  - (4) その他足病変に関すること。

(職員)

- 第4条 センターに、次の各号に揚げる職員を置く。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長 2人
  - (3) 内分泌糖尿病内科,皮膚科,歯科口腔・顎顔面外科(形成外科),循環器内科,リハビリテーション科などの医師 若干人
  - (4) 糖尿病療養指導士 若干人
  - (5) 運動療法士 若干人
  - (6) 管理栄養士 若干人
  - (7) その他センター長が必要と認めるもの
- 2 センター長は、病院長が指名する者をもって充て、センターを代表し センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長から推薦された者のうち、病院長が指名する者をもって 充て、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。
- 4 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

- 第5条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院フットケアセンター 運営委員会(以下「委員会という」)を置く。
- 2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に揚げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 2人
- (3) 内分泌糖尿病内科,皮膚科,歯科口腔・顎顔面外科(形成外科),循環器内科,リハビリテーション科などの医師 若干人
- (4) 糖尿病療養指導士 若干人
- (5) 運動療法士 若干人
- (6) 管理栄養士 若干人
- (7) 医事課長
- (8) 経営企画課長
- (9) その他センター長が必要と認めるもの

(任期)

第7条 前条第3号から第6号の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

- 第8条 委員会には委員長を置き、センター長をもって充てる
- 2 委員長は,委員会を招集し,その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く ことができる。

(専門委員会)

第11条 委員会に、専門の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(報告)

第12条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第13条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、委員会の 議を経て、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に 基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関し ては、会議への付議を省略することができる。

附則

- 1 この規程は、平成27年5月12日から施行する。
- 2 この規程施行の最初に任命される第6条の職員の任期は,第7条の規定にかかわらず, 平成29年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成27年9月8日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。